



※このプランは、総合計画、基幹計画に基づき策定された個別計画です。

ずし男女共同参画プラン 2022

素案

平成28年3月

〈目 次〉

第1章 プランの策定にあたって

| | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | プラン策定の趣旨 | 3 |
| 2 | プラン策定の背景 | 4 |
| | 【男女共同参画に関する施策の国内外の主な動き】 | 7 |
| 3 | プランの位置づけ | 8 |
| 4 | プランの期間 | 10 |

第2章 めざす社会像と基本目標の施策展開

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | めざす社会像と基本目標の施策展開 | 15 |
| | ＜施策の体系＞ | 16 |

第3章 計画の具体的な取組

| | | |
|--------------|----------------------------------|----|
| 基本目標Ⅰ | 性に関する人権尊重の意識づくりとあらゆる暴力の根絶 | 21 |
| 1 | 人権尊重の意識づくり | 21 |
| 2 | 男女間のあらゆる暴力の根絶 | 25 |
| 3 | 配偶者・パートナーからの暴力（DV）の根絶 | 27 |
| 4 | 相談体制の充実 | 29 |
| 5 | 生涯を通じた男女の心身の健康づくり | 30 |
| 基本目標Ⅱ | あらゆる分野への男女共同参画の促進 | 32 |
| 1 | 政策・方針決定の場への女性の参画促進 | 32 |
| 2 | 地域活動・社会活動における男女共同参画の促進 | 35 |
| 基本目標Ⅲ | 暮らしの中の男女共同参画と女性の経済的自立支援 | 37 |
| 1 | 雇用における男女平等の実現 | 37 |
| 2 | 女性の経済的自立の支援 | 40 |
| 3 | 家庭・地域活動と仕事の両立支援 | 42 |
| 4 | 職業生活と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） | 44 |
| 基本目標Ⅳ | 推進体制の強化 | 45 |
| 1 | 市民との協働体制の充実 | 45 |
| 2 | 推進体制の整備と実効性の確保 | 46 |
| 3 | 男女共同参画推進条例の制定 | 47 |
| 4 | 男女共同参画施策に関する苦情への適切な対応 | 48 |

第4章 プランの推進体制と進捗管理

| | |
|------------|----|
| 1 推進体制 | 51 |
| 2 プランの進捗管理 | 52 |
| 3 国と県への要望 | 52 |
| 4 計画の推進と評価 | 53 |

資料編

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

2 プラン策定の背景

【男女共同参画に関する施策の国内外の主な動き】

3 プランの位置づけ

4 プランの期間

1 プラン策定の趣旨

本市では、性別にとらわれることなく、互いに尊重し合い、自分らしく能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、『ずし女性プラン』（1996年〔平成8年〕3月）を策定し、系統的な取組を進めてきました。

しかしながら、男女共同参画の意識は十分に浸透しているとは言えず、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的役割分担は依然として多くの家庭で行われています。女性の社会参画の推進、すなわち女性の活躍支援もきわめて重要な課題であり、共働き世帯が増加する中、育児や介護への男性の参画や地域活動を両立するための環境の整備も進めなければならない課題です。さらに、DVなど女性に対する暴力の根絶、性的少数者の権利擁護など、男女共同参画の課題は多岐にわたっており、取り組むべき多くの課題があります。男女間のあらゆる暴力の根絶は、達成すべき大きな目標であります。しかし、2012年（平成24年）に市内で発生したストーカーによる事件は社会的に大きな課題を投げかけました。本市では、二度とこのような事件を生まないよう暴力の根絶に向け取り組んでいきます。

本市は2015年（平成27年）に策定した「逗子市総合計画」を基本的な指針として、誰もが尊重され、どのような状況においても、仕事・家庭・地域で十分に活躍できるような環境を整え、「人権を尊重する社会・男女が平等に暮らすまち逗子」の社会の実現と活性化を目指します。

そこで本市では、2015年度（平成27年度）で期間満了を迎える『ずし男女共同参画プラン』に代わり、これまでの成果や社会情勢の変化を踏まえ、さらに市、市民及び事業者が協働して取り組むことによって、性別にかかわらず一人一人がお互いを尊重し、相互理解のもと個性と能力を発揮でき自分らしい生活を送れるよう、2016年度（平成28年度）からの推進計画となる『ずし男女共同参画プラン2022』を策定することとしました。

また、本プランは「逗子市総合計画」に基づいて策定された個別計画として位置づけられるものであり、取組の方向である「誰もが尊重され、自由で平等なまち」を実現すべく、社会情勢や経済状況の変化、2014年（平成26年）に実施した市民意識調査の結果などを踏まえ、重点的に取り組めます。



2 プラン策定の背景

男女が社会のあらゆる分野へ主体的に参画していくためには、市民一人一人の個性と能力が十分に発揮されるような生き方が尊重される必要があります。

本市が2006年（平成18年）3月に本プランを策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできましたが、この間に社会状況は大きく変化をしてきました。

この10年間で本市の人口は横ばいながら、人口に占める高齢者の割合は24.4%（2004年〔平成16年〕）から31.0%（2014年〔平成26年〕）となり、高齢化が進んでいるなかで、時代とともに男女の固定的な役割分担意識は次第に是正されつつありますが、長い時間の中で形づくられてきたものであり、即座に払拭することは難しく、さらに意識啓発に努めていく必要があります。

1999年（平成11年）に男女共同参画社会基本法が制定され、2001年（平成13年）に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下DV防止法）が成立するなど、男女共同参画の推進体制は整備されてきました。

本市では、女性相談体制の充実を図り、相談件数などは10年前より飛躍的に増加し、家庭内や夫婦間の問題を相談しながら解決していくことが市民に浸透してきました。

しかし依然、女性の社会参画の推進、職業生活と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、女性に対する暴力の根絶など、男女共同参画の課題は多方面にわたります。

また、「男らしさ」「女らしさ」の「ジェンダー問題」については、“あらゆる分野における社会的性別（ジェンダー）の存在に気づく視点”が大切になります。「人権を尊重した男女平等意識」のいっそうの浸透を図り、誰もが、自分の個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざすことが必要です。

さらに、男性、女性という性別にとらわれることなく、自分らしく生きていくために性的少数者の人が現在置かれている深刻な状況についても認識する必要があると考えます。

■ 現状と認識すべき課題 ■ ■ ■

(1) 男女平等や人権意識とDVなど人権侵害の対応

DVなどの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであるという認識のもと、人権尊重の立場から取組を図っていく必要があるため、本プランではDV防止法に基づき、DV防止基本計画を包含する計画としています。

一方、2012年（平成24年）に市内で発生したストーカー事件後、本市では、情報システムの見直しや職員の意識向上を図る研修等が実施しており、継続的な対策を図っていきます。2013年（平成25年）には、ストーカー行為等の規制等に関する法律が一部改正されました。

また、暴力を根絶するため若年層に向けて啓発活動を継続することが重要と考えます。

(2) 女性のチャレンジ及びキャリア支援

女性の活躍促進のための取組としては、女性が政策・方針決定に参画する“上へのチャレンジ”、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる“横へのチャレンジ”、子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の“再チャレンジ”が推進されています。仕事を中断した女性の再就職は、正規職員になるのが難しく、非正規雇用などの不安定な就労になりがちで、低賃金による貧困の問題も生じてきます。「女性のチャレンジ支援」については、本プランでも女性の積極的な登用の推進が掲げられています。女性の就労意欲と能力を活かすための支援策を、いっそう充実させていく必要があります。

また、仕事を継続している多くの女性が、仕事と家事・育児・介護等との両立の難しさからキャリア形成への不安を抱えており、女性が自らキャリアプランを描けるような環境づくりが求められています。

(3) 職業生活と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の充実

職業生活と家庭生活の調和は、「仕事と家庭の両立」を実現させるための最重要課題です。家庭生活では、仕事を持つ女性の家事負担を軽減し、また、職業生活では”仕事中心”の生き方を見直し、多様な生き方を選択できる社会の実現が必要です。

子育て・介護等の法整備は図られてきていますが、さらに男女の働き方、家庭・地域との関わり方、特に男性の長時間労働による共働きの女性にかかる家庭生活の負担を軽減し、多様な生き方の選択ができる社会を推進していく必要があります。

2015年（平成27年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、従業員301人以上の企業には行動計画の策定が義務づけられました。働く女性がその能力を十分発揮できるような環境整備が重要な課題です。

(4) 地域における男女共同参画

現在、地域における活動の主な担い手は女性ですが、組織を代表する職に就いているのは男性が多いのが現状です。仕事中心の生活から定年を迎えた人は、地域との接点が少ないため活動のきっかけがつかみづらいことが多く、活動したいのに活動の仕方がわからないということが無くなるように、地域活動の推進を図ります。

2011年（平成23年）3月に起こった東日本大震災では、防災計画の策定や被災者の支援、復興に至るさまざまな局面で、男女共同参画の視点の重要性が明らかになりました。災害時には地域内での協力が不可欠であることから、平時より地域の防災に関しては男女共同参画の視点をもって、計画や準備などを事前に進めておくことが望まれます。

新たな施策

2015年（平成27年）は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」が成立し、自らの意志によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることがいっそう重要であるとし、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることになります。

本市においても国の基本方針等を勘案し、女性活躍推進法について本計画の施策が兼ねるものとして、今後さらに効果的な取組ができるよう推進していきます。

2014年（平成26年）から、世界各地から政治リーダーやビジネスリーダー、有識者等を招いた「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(略称:WAW! Tokyo 2014)」を開催しており、「すべての女性が輝く社会」を国内外で実現していくための方途を国際的に発信しています。

本市においても経済成長の中はもちろん、あらゆる分野で女性の主体的な行動が輝ける社会の実現をめざします。



【男女共同参画に関する施策の国内外の主な動き】

| 年 | 世界 | 国 |
|------------------|--|--|
| 1975年 (昭和50年) | 国際婦人年 国際婦人年世界会議「世界行動計画」採択 | 婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催 |
| 1977年 (昭和52年) | | 「国内行動計画」策定 |
| 1979年 (昭和54年) | 国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 | |
| 1981年 (昭和56年) | ILO第156号の採択「男女労働者・家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」 | |
| 1985年 (昭和60年) | 「国連婦人の十年」最終年世界会議開催「ナイロビ将来戦略」採択 | 「男女雇用機会均等法」制定 / 「女子差別撤廃条約」批准 |
| 1987年 (昭和62年) | | 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 |
| 1990年 (平成2年) | 国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略勧告」採択 | |
| 1995年 (平成7年) | 第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択 | 「育児・介護休業法」成立 / ILO第156条約批准 |
| 1996年 (平成8年) | | 「男女共同参画2000年プラン」策定 |
| 1999年 (平成11年) | | 「男女共同参画社会基本法」公布、施行 |
| 2000年 (平成12年) | 国連特別総会「女性2000年会議」開催 | 「男女共同参画基本計画」策定 |
| 2001年 (平成13年) | | 「DV防止法」施行 |
| 2003年 (平成15年) | | 「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 |
| 2005年 (平成17年) | 第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合 | 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 |
| 2007年 (平成19年) | | 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 |
| 2010年 (平成22年) | 第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合 | 「第3次男女共同参画基本計画」策定 |
| 2011年 (平成23年) | UN Women 正式発足 | |
| 2012年 (平成24年) | 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害とジェンダー」決議採択 | 「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定 |
| 2013年 (平成25年) | | 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍促進」が位置づけられる |
| 2014年 (平成26年) | | 「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる |
| 2015年 (平成27年) | | 「女性活躍推進法」策定 |

<コラム> 本市では、1980年代に池子米軍家族住宅の建設に関し、市民による運動が活発になりました。市民の声を直接届けるために女性たちが主体となり、数多くの女性候補者が当選し、市議会において積極的に活動をしました。また、全国で2番目の女性市長が誕生しました。

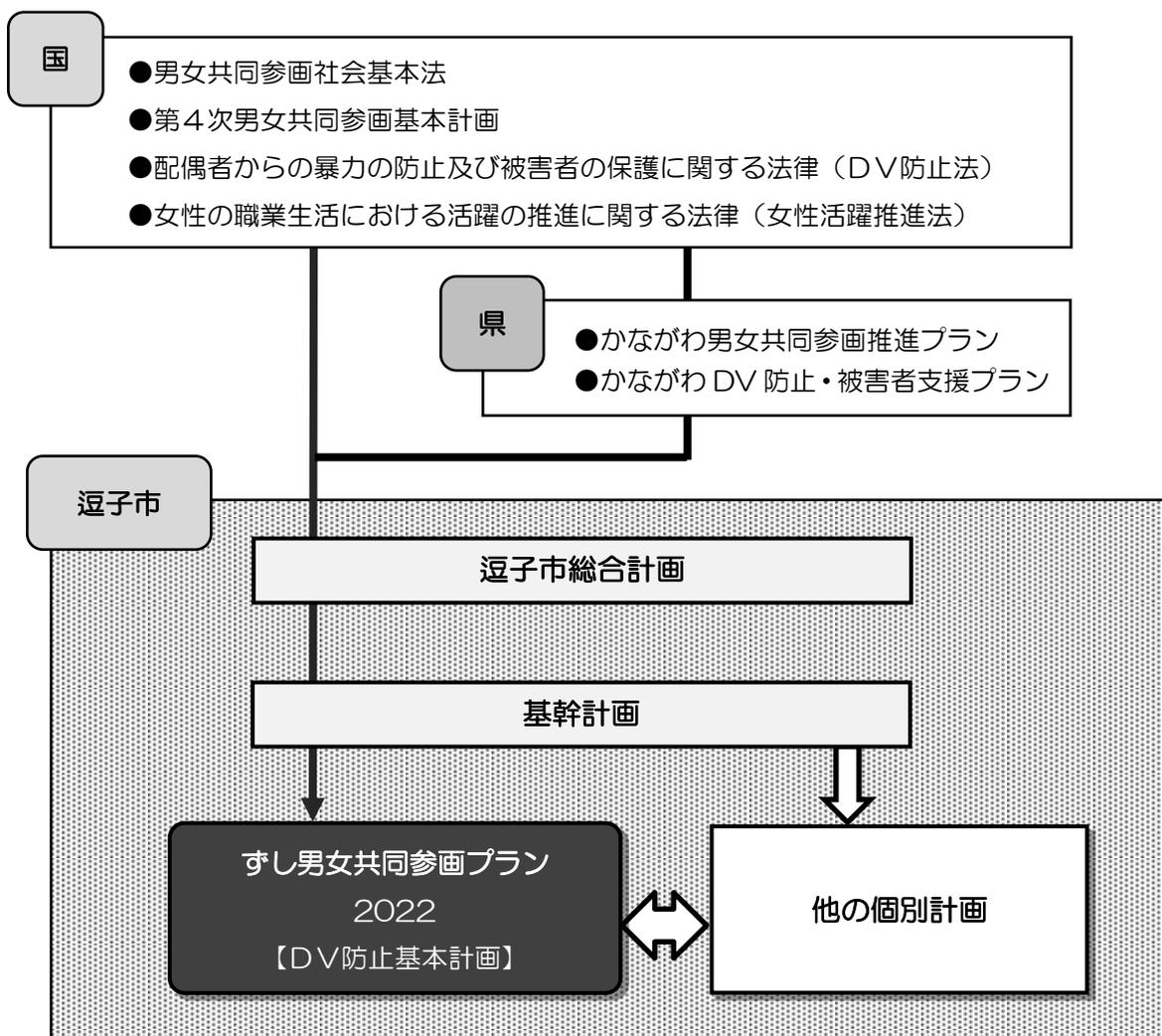
3 プランの位置づけ

(1) 国及び神奈川県との関連

◇本プランは、男女共同参画社会基本法及び第4次男女共同参画基本計画、かながわ男女共同参画推進プランとの整合を図り、国のDV防止法、かながわDV防止・被害者支援プランに合わせて推進していきます。

◇本プランの「性に関する人権尊重の意識づくりとあらゆる暴力の根絶」において「配偶者・パートナーからの暴力（DV）の根絶」、「相談窓口の充実」は、DV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけています。

◇「女性活躍推進法」（2015年〔平成27年〕）の成立により、本市の特定事業行動計画を策定し取組を進めるにあたり、本プランとの整合性を図り推進していきます。



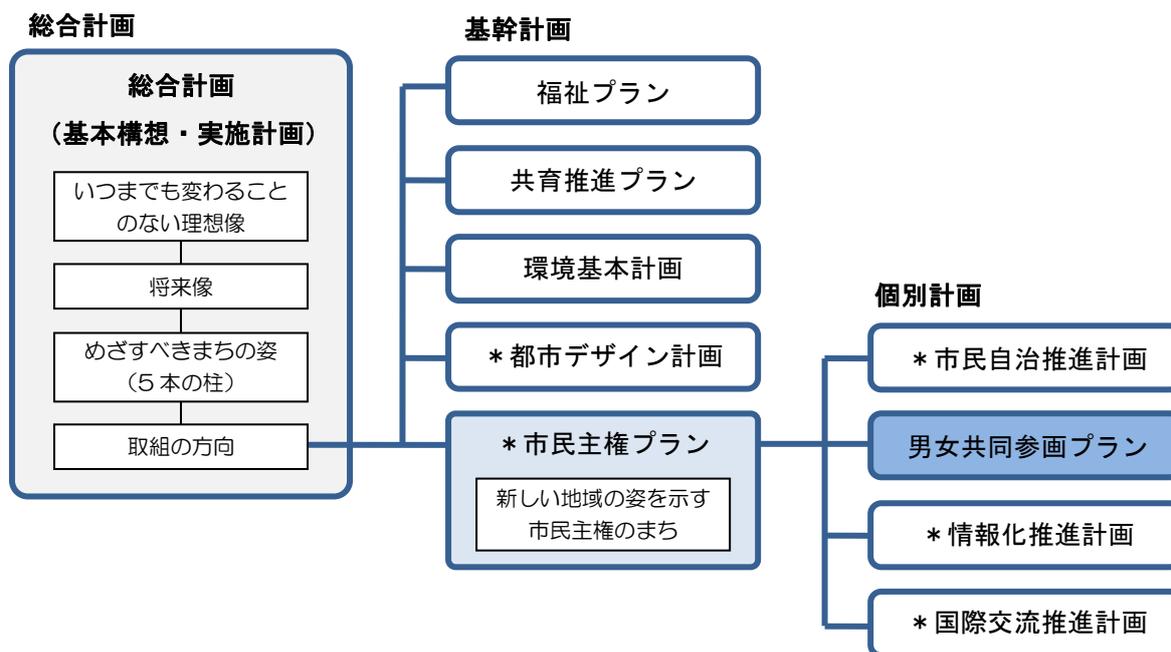
(2) 市における位置づけ

◇総合計画の下には、5本の基幹計画が策定され、それぞれの基幹計画に個別計画が位置づけられて成り立っています。

ずし男女共同参画プランは、逗子市総合計画基幹計画「*市民主権プラン」の下位に位置づく個別計画となります。

(仮称)ずし男女共同参画推進条例の制定をリーディング事業(戦略的、重点的に取り組む事業)として位置づけており、今後、条例制定にともなう計画づくりを推進します。

◇本プランは、市が取り組むべき今後の男女平等、男女共同参画推進施策の基本方針を示す総合的な計画であり、施策を効果的に推進します。この計画は、市民や事業主(所)、教育・福祉関係などに対し、本市が目指す男女共同参画社会実現への「共通目標」であり、そのための「行動指針」となります。



※「市民主権プラン」以外の各基幹計画の下位に位置づく個別計画については、省略しています。

* が付記されている計画は、今後、計画を策定し、実施を目指しているものです。

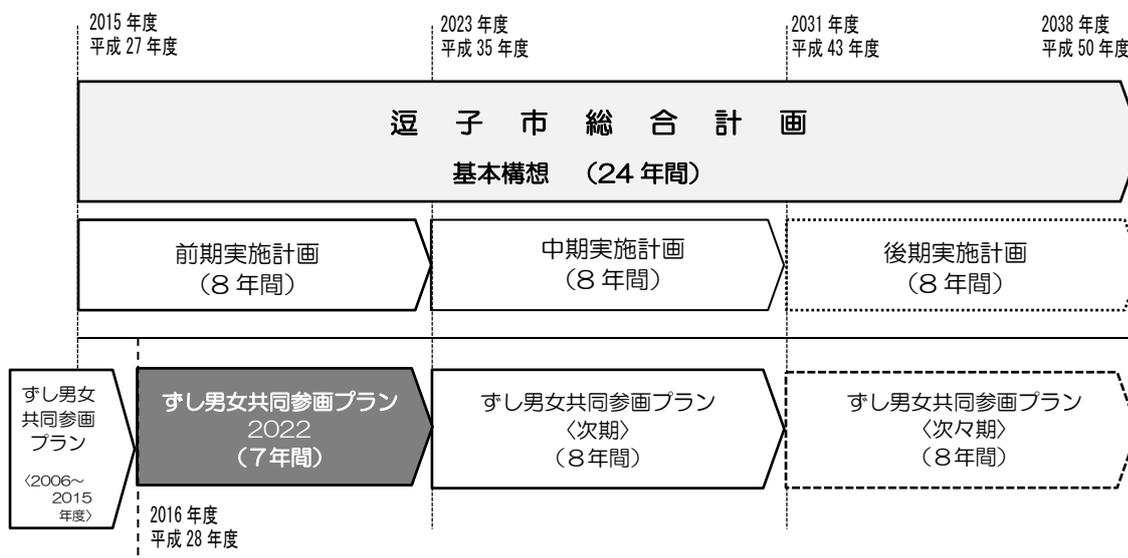
4 プランの期間

◇「逗子市総合計画（基本構想）」（2015～2038 年度）は、さまざまな分野の取組みを総合的・一体的に進めるための本プランの上位計画です。計画期間が 24 年間の長期にわたるため、「前期実施計画」（2015～2022 年度）、「中期実施計画」（2023～2030 年度）、「後期実施計画」（2031～2038 年度）の 8 年ごとに必要に応じて見直しを行います。

◇本プランの計画期間は、これまでずし男女共同参画プラン前期・後期基本計画を包括した 10 年間の計画としてきましたが、逗子市総合計画の個別計画である本プランは、市全体における施策の展開・取組を図りやすくするため、逗子市総合計画の計画期間と整合させ 8 年間とします。ただし、今回における本プランの計画期間は、総合計画の前期実施計画終了期間と合わせた 2022 年度（平成 34 年度）までの 7 年間とします。

また、計画期間中においても、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて見直しを行います。

◆計画期間



■ ずし男女共同参画プランにおける重点項目

逗子市総合計画の前期実施計画期間内に取り組むべきことのうち、最も重要な事業として位置付けられており、基本構想の取り組みの方向をけん引する事業（リーディング事業）として（仮称）ずし男女共同参画推進条例の制定を掲げています。（下表）

これにより、本プランの第3章 具体的な取組 基本目標Ⅳ「推進体制の強化」に明記し計画期間中である7年間の中で、条例制定に向け検討、協議して行きます。

| | | | | |
|--|---|---|------------|-------|
| 事業名 | 男女共同参画プラン推進事業 （（仮称）ずし男女共同参画推進条例の制定） | | 所管名 | 生活安全課 |
| 事業概要 | 目的：個人が尊重され、男女の人権が認められる平等な社会、女性のエンパワーメントにより男女共同参画を進める社会をめざす。 対象：市民 手段：ずし男女共同参画プランの評価を毎年度行い、その中でも重点項目を選び出し、より深めた内容の評価を行う。（仮称）ずし男女共同参画推進条例を策定する。また、市民意識調査及びプランの改定を「逗子市総合計画」と整合性を持ち8年毎に行う | | | |
| 主な事業内容 | | | | |
| 2016（平成28）年度～2018（平成30）年度 | | 2019（平成31）年度～2022（平成34）年度 | | |
| ○ずし男女共同参画プラン推進会議の開催 ○（仮称）ずし男女共同参画推進条例に係る調査・研究 ○ずし男女共同参画プランの改定（8年毎） ○男女共同参画啓発事業（講座、講演会等）の実施 ○女性相談 | | ○ずし男女共同参画プラン推進会議の開催 ○（仮称）ずし男女共同参画推進条例の検討 ○（仮称）ずし男女共同参画推進条例（案）の策定、議会提案 ○市民意識調査・実態調査の実施（8年毎） ○ずし男女共同参画プランの改定（8年毎） ○男女共同参画啓発事業（講座、講演会等）の実施 ○女性相談 | | |

（逗子市総合計画 実施計画 2015～2022）

第2章

めざす社会像と基本目標の

施策展開

1 めざす社会像と基本目標の施策展開

<めざす社会像>

<基本目標（施策の4つの柱）>

<施策の体系>

1 めざす社会像と基本目標の施策展開

本市が取り組む方向は、逗子市総合計画に掲げられた「誰もが尊重され、自由で平等なまち」です。家庭や地域、職場等において誰もが性別に関わらず自立した生活を送り、多様な生き方の選択が可能な社会の実現を目指します。そのためには、市民一人一人が男女共同参画への理解を深め、互いを認め合うことのできる意識が必要です。さらに、社会情勢の変化にともない柔軟で効果的な施策が重要です。

本プランのめざす社会像「誰もが尊重され、男女の人権が認められる平等な社会」の実現に向け、4つの基本目標を掲げ、それぞれ定めた目標に関連する施策・事業を体系づけていきます。

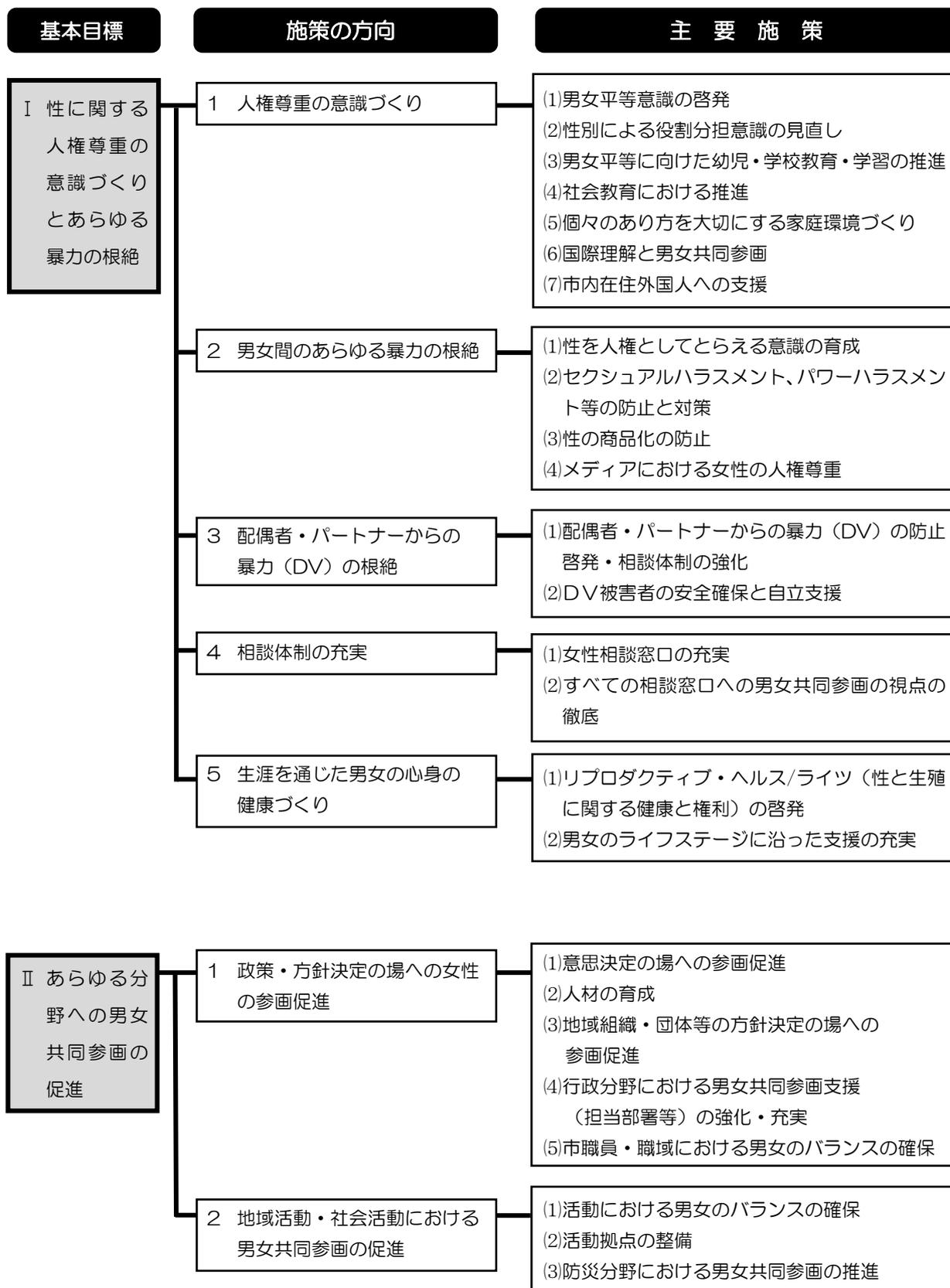
《めざす社会像》

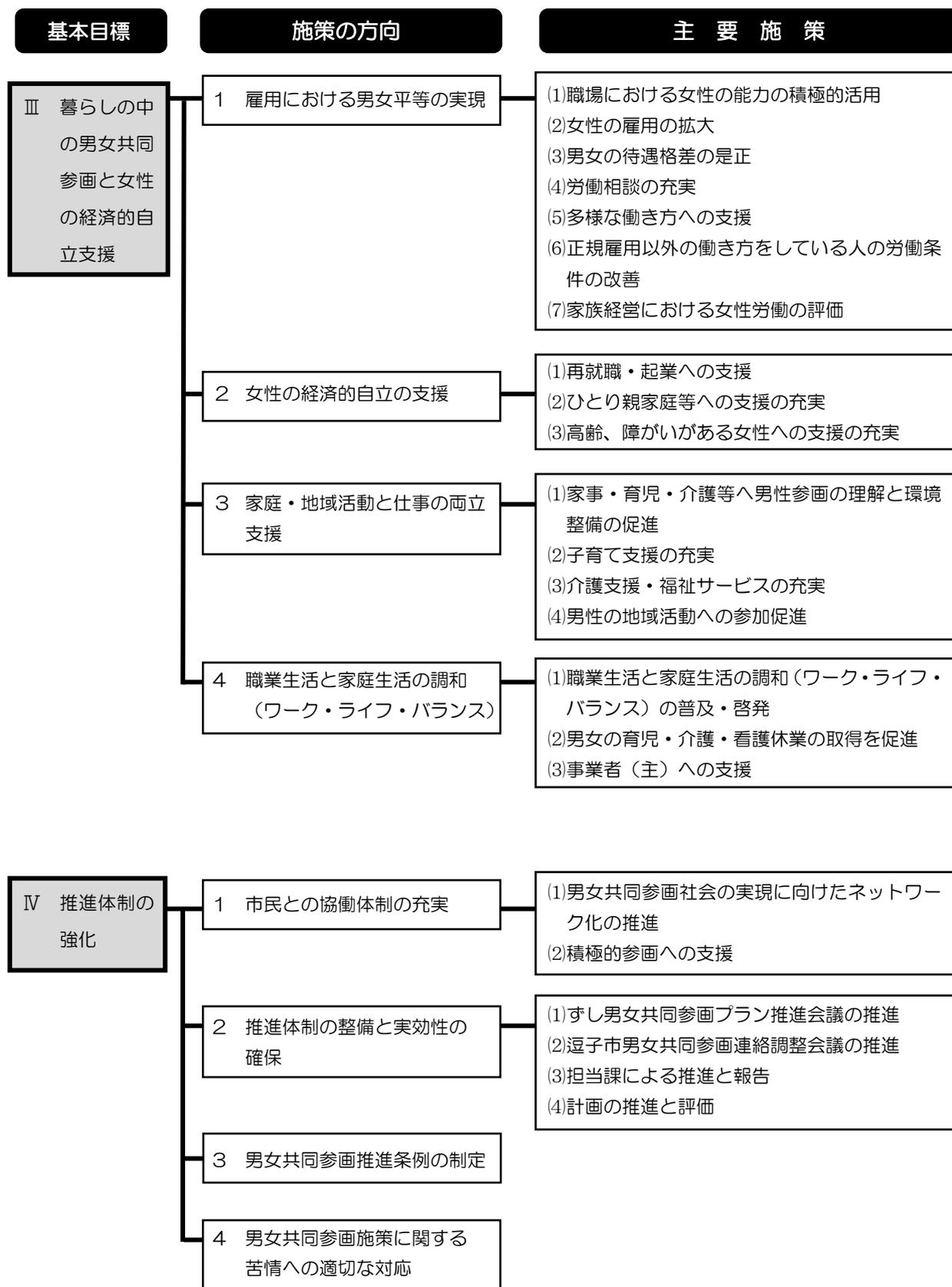
誰もが尊重され、男女の人権が認められる平等な社会

《基本目標（施策の4つの柱）》

- I 性に関する人権尊重の意識づくりとあらゆる暴力の根絶
- II あらゆる分野への男女共同参画の促進
- III 暮らしの中の男女共同参画と女性の経済的自立支援
- IV 推進体制の強化

〈施策の体系〉





第3章

計画の具体的な取組

基本目標Ⅰ 性に関する人権尊重の意識づくりとあらゆる暴力の根絶

- 1 人権尊重の意識づくり
- 2 男女間のあらゆる暴力の根絶
- 3 配偶者・パートナーからの暴力（DV）の根絶
- 4 相談体制の充実
- 5 生涯を通じた男女の心身の健康づくり

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

- 1 政策・方針決定の場への女性の参画促進
- 2 地域活動・社会活動における男女共同参画の促進

基本目標Ⅲ 暮らしの中の男女共同参画と女性の経済的自立支援

- 1 雇用における男女平等の実現
- 2 女性の経済的自立の支援
- 3 家庭・地域活動と仕事の両立支援
- 4 職業生活と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

基本目標Ⅳ 推進体制の強化

- 1 市民との協働体制の充実
- 2 推進体制の整備と実効性の確保
- 3 男女共同参画推進条例の制定
- 4 男女共同参画施策に関する苦情への適切な対応

基本目標Ⅰ 性に関する人権尊重の意識づくりとあらゆる暴力の根絶

1 人権尊重の意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、一人一人が男女平等の意識を持つことが必要であり、男女がお互いの人権を尊重しあうことが重要です。本市においては、人権を尊重することを、市民一人一人が理解するように啓発を推進します。

これまでも、啓発事業などを通じて男女平等意識の醸成に取り組んできましたが、依然として性別による役割分担意識があり、家庭や職場、地域、政治、社会通念、慣習、しきたりなどの場面では男女が共に平等と感じるには至っていません。

また、DVやセクシャルハラスメントなどは人権を侵害する重大な問題として全ての市民が認識し、あらゆる暴力を許さない社会全体の環境づくりが必要です。

意識改革には継続的な啓発が必要であり、個人のライフステージに応じた多様な学習機会が提供されることが必要です。広報誌やホームページなどを利用した周知に努め、家庭・地域・職場・学校などにおける啓発活動を実施することで、広く市民へ意識づけられるよう取り組みます。

さらに、男女平等意識を高めるには、子どもの頃からの教育・学習が重要な役割の場となるため、教育機関では男女共同参画を理解して意識啓発に努められるように、人権尊重と男女平等の理念を推進する教育・学習の充実を図ります。

また、国際的な人権問題等をより深く理解するために、市民一人一人が国際情勢や文化的背景を学び、国際社会の課題や取組について正しく認識することが重要です。

(1) 男女平等意識の啓発

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|----------------------------|---|------------------------|
| 1 | ①男女平等意識の啓発活動の推進 | ○男女が個人として尊重され、性別にかかわらず、意欲や希望に沿って個性と能力を発揮できる社会を実現するために、講演会・映画会・講座などを開催し、男女平等意識をあらゆる分野において啓発していきます。 | 生活安全課 社会教育課 関係各課 |
| 2 | ②性的少数者に対する理解を深めるための啓発活動の推進 | ○性の多様性を理解し、性的指向により差別されることのない社会を目指し、人権・平等意識を啓発していきます。 | 生活安全課 社会教育課 関係各課 |

■数値目標：「市民意識調査」結果において「平等」と感じる市民の割合が50%になるようにする。

(2) 性別による役割分担意識の見直し

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|-----------------|---|----------------|
| 3 | ①性別による役割分担意識の是正 | ○「男は仕事、女は家庭」という性別役割意識を是正し、男女が家庭・仕事・その他の活動など調和を持って行える男女共同参画の考え方への理解が浸透するように、意識啓発を行います。 | 生活安全課 社会教育課 |
| 4 | | ○育児休暇・介護休暇制度を男女の別なく活用できるよう、情報提供とパンフレットやポスターなどで、啓発活動に努めます。 | 経済観光課 |

■数値目標：「市民意識調査」結果において、「男は仕事、女は家庭」に「賛成」「どちらかといえば賛成」と答える市民の割合が30%以下になるようにする。

(3) 男女平等に向けた幼児・学校教育・学習の推進

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|---------------|--|-------|
| 5 | ①教職員の意識啓発 | ○市内小・中学校の教職員対象に、性別にとらわれない個人の人権を基盤にした人権教育を徹底する研修を行い、教職員の男女平等意識の啓発に努めます。 | 学校教育課 |
| 6 | ②人権に基づく性教育の実施 | ○人権を尊重し、男女共同参画への理解を深める人権教育を実施します。また、そのための補助教材の作成を支援するための資料を市内の小・中学校に配布します。 | 学校教育課 |
| 7 | | ○性を人権としてとらえ、誰もが互いの生と性を尊重し合い、性の自己決定能力を育てる性教育を実施します。 | 学校教育課 |
| 8 | | ○子どもの自己防衛能力を高めるための講習会を開催します。 | 学校教育課 |
| 9 | ④相談窓口の徹底 | ○性別による考え方にとらわれない、人権を基盤にした男女平等意識を高める研修を実施し、相談窓口における男女平等を徹底します。 | 学校教育課 |

(4) 社会教育における推進

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|----------------------|--|--------------------------|
| 10 | ①平等意識啓発 | ○民生委員児童委員・保護司・青少年指導員など、地域社会の人材の協力を得て、男女共同参画の視点から平等意識を高めます。 | 生活安全課 社会福祉課 児童青少年課 |
| 11 | | ○広く市民の平等意識の啓発を図り、幼児教育や学校教育、社会教育の現場で活用します。 | 生活安全課 社会教育課 |
| 12 | ②法制度の周知 | ○身近な生活に関わる民法、社会保障法、労働法、税法上の諸制度に関する講演会を開くなど、法制度の周知に努めます。 | 生活安全課 社会教育課 関係各課 |
| 13 | ③男女共同参画に関する図書 の充実 | ○市内図書館に地域女性史などの男女共同参画に関する図書の収集につとめ、意識啓発を行います。 | 図 書 館 |
| 14 | ④市職員への研修 | ○市職員を対象に男女平等意識啓発の研修を行い、全員が研修に参加するとともに、啓発・行動ができる人材を育成します。 | 職 員 課 |

(5) 個々のあり方を大切にする家庭環境づくり

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|-----------------|--|--------------------------|
| 15 | ①市民への啓発 | ○個々の人の生き方を尊重するため、家庭における男女平等の考えを市民に向け、啓発に努めます。 | 生活安全課 |
| 16 | ②男性のための 家庭教室 | ○男性を対象とする家庭教室（料理・育児・介護・看護の勉強会）を地域ごとに開催します。また、男性向けの育児テキストを作成し、配布します。 | 子育て支援課 介護保険課 社会教育課 |
| 17 | ③状況的弱者への 支援 | ○市民に対し、状況的弱者（妊婦、子ども連れ、傷病者など）に対する意識の啓発を行います。 | 生活安全課 社会教育課 |
| 18 | | ○状況的弱者を積極的に支援し、公共的施設において必要な配慮を行います。 | 各施設管理者 |
| 19 | ④相談窓口の充実 | ○家庭相談・女性相談の窓口を常設し、性別による考え方にとらわれない、人権を基盤にした男女平等の立場で相談に応じる相談員を配置します。また、必要に応じて専門家の応援を要請します。 | 生活安全課 子育て支援課 |

(6) 国際理解と男女共同参画

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|-----------------------|---|-----------------|
| 20 | ①国際的な女性の人権問題への理解と意識啓発 | ○国際的な女性の人権問題への理解を深めるため、講演会・映画会などを開催します。 | 生活安全課 社会教育課 |
| 21 | | ○人身売買や売買春をなくすため、情報提供や啓発に努めます。 | 生活安全課 児童青少年課 |

(7) 市内在住外国人への支援

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|---------------|--|-------------------------|
| 22 | ①市内在住の外国人への支援 | ○外国籍の市民に向け、男女平等や女性の人権に関する情報提供をし、相談者の支援を行います。 | 生活安全課 |
| 23 | | ○市内在住の外国人と男女平等をテーマとした交流会を開催するなど、国際交流に取り組みます。 | 市民協働課 生活安全課 社会教育課 |



2 男女間のあらゆる暴力の根絶

暴力は、いかなる理由や状況であっても、決して許されるものではありません。DVやセクシャルハラスメントなどの被害者の大多数は女性ですが、近年、男性被害者が増加傾向にあります。暴力は身体だけではなく、被害者には一生にわたり心のダメージが残ります。男女間のみならず、子どもや高齢者に対する暴力は、人権を侵害する大きな問題です。

メディアに関しては、発信された女性に対する固定的なイメージや差別的な表現などの情報について読み解く力が求められます。また、近年はインターネットやSNS（ソーシャルネットワークシステム）などを使い、個人がリベンジポルノや児童ポルノなどを発信する人権侵害が横行しており、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があります。さらに性の商品化は対象が低年齢化しており、中高生や児童までが被害者となっています。

あらゆる暴力の根絶を目指し、市民にむけて性別や年齢にふさわしい人権に関する啓発をさらに促進し、幼少期から人権教育を推進することが必要です。

(1) 性を人権としてとらえる意識の育成

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|-------------------|--|----------------|
| 24 | ①性を人権としてとらえる意識づくり | ○ジェンダーによる思い込みに基づいた差別をなくします。 | 全 課 |
| 25 | | ○性を人権としてとらえる意識の向上を図るため、啓発・情報提供パンフレットの作成とともに、事業効果をより高められるようなテーマや対象を明確にするなど、講演会・講座などの啓発事業を充実します。 | 生活安全課 |
| 26 | ②教育・研修の推進 | ○家庭・学校・地域のそれぞれの分野で男女が互いの性について正しい知識をもち、性に関する女性の人権と自立を尊重する身体及び性意識の発達段階に応じた性教育、人権教育が行われるよう努めます。 | 学校教育課 社会教育課 |
| 27 | | ○教職員、行政職員研修の中に性を人権としてとらえる視点を加えます。 | 学校教育課 職 員 課 |
| 28 | | ○学校教育において、人権教育の中に、性を人権としてとらえる視点を取り入れます。 | 学校教育課 |
| 29 | | ○DV防止のための情報の提供やDV防止法、ストーカ―規制法(通称)など性に関する法律の周知に努めます。 | 生活安全課 |

| | | | |
|----|-------------------------|--|-------|
| 30 | ③DVを未然に防止するための意識啓発と情報提供 | ○配偶者・パートナーからの暴力（DV）は、人権侵害・犯罪であるという意識の啓発を図り、暴力を根絶する運動を推進します。 | 生活安全課 |
| 31 | | ○女性と子どもに対する暴力の実態や「DV防止法」、「児童虐待防止法」について、多くの機会をとらえ市民への周知を図ります。 | 生活安全課 |

(2) セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止対策と推進

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|------------------------|--|---|
| 32 | ①セクシュアル・ハラスメントなどの防止と対策 | ○職場・学校・地域におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの防止のための情報提供、啓発を図ります。行政職員・市民・企業・教育に携わる者に対してセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの防止の研修や講座を行います。 | 職員課 生活安全課 経済観光課 学校教育課 社会教育課 |
| 33 | ②被害者の救済 | ○セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの通報があった場合、必要に応じ関連機関に連絡するとともに、被害者の気持ちにより添った救済につなげます。 | 生活安全課 経済観光課 |

(3) メディアにおける女性の人権尊重

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|-------------------------|---|------------------------------|
| 34 | ①性の商品化の防止、メディア・リテラシーの向上 | ○女性の人権を尊重する観点から、性を人格から切り離れたモノとする性の商品化などを防止する意識づくりや、情報発信のためにメディア・リテラシーの向上のための講座を開催します。 | 生活安全課 社会教育課 |
| 35 | ②ジェンダーに配慮した市刊行物等の作成 | ○市の発行する印刷物やホームページなどについて、性差別につながるような表現を点検し、適切な表現への配慮に努めます。 | 秘書広報課 生活安全課 総務課 全 課 |
| 36 | ③広告物などの表示への配慮 | ○市内の広告物などについて適切な表現へ配慮されるよう、事業者などへの働きかけを行います。 | 生活安全課 |

3 配偶者・パートナーからの暴力（DV）の根絶

配偶者・パートナーからの暴力（DV）や、若年層における恋人からの身体的、精神的、性的暴力を受けるデートDVが社会問題となっています。本市の女性相談においては、全体の約半数がDVに関する相談です。

市民意識調査によると、“DVを受けた経験がある”の回答の割合は、女性が8.5%、男性が1.7%となっており、前回調査（2009年〔平成21年〕）より男女ともその割合は低くなっていますが、「暴力をふるったことがある」との回答とともにまだ根絶には至っていません。

また、“DVを受けた経験がある”との回答者から暴力の内容（程度）をたずねると、「大声でどなるなど、言葉の暴力」が全体の半数以上を占め最も多く、次いで、「医師の治療が必要でない程度の暴力」となっています。

DVを受けた時の相談相手は、「誰にも相談しなかった」との回答が半数を超えて最も多く、前回調査より大きな割合を占めています。

DV問題の対応としては、関係機関との連携を図り、被害者の気持ちに寄り添いながら自立支援にいたるまでの一貫した支援体制が不可欠となります。

本市では、あらゆる暴力を未然に防止し、DV問題が潜在化しないよう、性別を問わず市民が認識を深めるための啓発や、DVに関する情報提供の徹底に努めます。専門の女性相談委員の配置や、女性相談専用電話の設置及び相談日の増設など相談体制を強化しており、関連する部署や関係機関との速やかな連携を図り、継続的に相談しやすい支援の充実に努めます。

(1) 配偶者・パートナーからの暴力（DV）の防止啓発・相談体制の強化

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|-------------------|--|-----------------|
| 37 | ①DV被害者の早期発見体制の確立 | ○配偶者・パートナーからの暴力（DV）や幼児・児童虐待の実態を的確に把握し、関係機関との連絡体制をつくります。 | 生活安全課 子育て支援課 |
| 38 | ②DV被害者に対する相談体制の拡充 | ○DV被害者の潜在化や暴力の長期化を食い止められるよう、相談窓口の周知と利用促進を図るとともに、窓口職員の研修を充実し、適切な対応と二次被害防止に努めます。 | 生活安全課 |
| 39 | | ○こころや性に関する悩みを含め、男性のDV相談に関する情報を提供します。 | 生活安全課 |
| 40 | ③加害者への対応 | ○DV加害者の更生対策や、悩みごと相談に関する情報の収集、提供につとめます。 | 生活安全課 |

(2) DV被害者の安全確保と自立支援

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|-----------|--|-------|
| 41 | ①DV被害者の保護 | ○被害者の一時保護と自立支援を行っている民間団体への支援・助成を実施します。また、関係機関と密接な連携体制を確保します。 | 生活安全課 |
| 42 | ②被害者の自立支援 | ○自立支援のための各種制度の情報提供を図るとともに、その活用への支援を行います。 | 生活安全課 |



4 相談体制の充実

2014年（平成26年）実施の男女共同参画社会に関する市民意識・実態調査において、暴力をふるわれた時の相談相手として最も多い回答は、2009年（平成21年）調査同様に「誰にも相談しなかった」となっており、問題解決につなげる相談窓口としての抜本的な対策が求められています。

女性に対する暴力を根絶するためには、きめ細かな相談窓口を充実させることが非常に重要です。

また、DV問題への対応として相談体制の強化及び継続的な支援の必要性を明記していますが、さらに性の問題や子育て、介護、就労など、様々な生活課題に直面している人に対し、必要な支援やサービスにつなげていくことが必要です。

そのため、各分野の部署における相談窓口の専門性の向上や相互の連携強化を図っていくとともに、市民がいつでも気軽に利用できるような体制充実が不可欠です。

現在の女性相談については、2010年度（平成22年度）に相談日を週4日から5日に拡充しており、今後も相談体制のより一層の充実を図ります。

(1) 女性相談窓口の充実

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|------------|--|-------|
| 43 | ①女性相談体制の充実 | ○相談窓口での二次被害を防止するため、相談員の質の確保と研修及び身分保障に努めます。 | 生活安全課 |
| 44 | | ○市民への女性相談事業に関する情報提供の強化に努めます。 | 生活安全課 |

(2) すべての相談窓口への男女共同参画の視点の徹底

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|-------------|---|---------------|
| 45 | ①相談員の研修 | ○市のすべての相談窓口の相談員に対して、男女共同参画の視点を持つ研修や講座を行い、資料や情報などの提供に努めます。 | 生活安全課 |
| 46 | ②各相談窓口の連携強化 | ○市のすべての相談窓口の間の連携を強化します。 | 相談窓口 設置関係課 |

5 生涯を通じた男女の心身の健康づくり

男女共同参画社会の形成には、男女ともに互いの身体的性差や特徴を十分に理解し、人権を尊重しつつ生涯にわたる心身の健康を保持・増進していくことが基本的な要件となります。

そのため、乳幼児から高齢者まで人生の各期間において異なる健康上の問題に直面することも想定され、そのライフステージに応じた健康づくりを総合的に支援していくことが求められています。

女性のライフステージには、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要となり、生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを目指し、その課題として、いつ、何人、子どもを産む、産まないの選択の自由や、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれます。女性の思春期、成人期、高齢期などの生涯を通じた性と生殖に関する啓発など、総合的な施策が求められます。

男性は、雇用の社会的背景から、精神面で孤立しやすくストレスによる心の病や過労死の問題に対し、メンタルヘルスや自殺予防など健康保持の重要性が指摘されています。

このように、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めるため、正確な知識と情報提供の充実を図り、学校や生涯学習など多くの機会をとらえ、性や健康に関する教育や自己管理による健康意識の向上など、生涯にわたる総合的な健康支援の取組を推進します。

(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|-------------------------|--|--------------------------|
| 47 | ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・定着 | ○男女がともに互いの性を尊重しあえるように、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供を行います。 | 子育て支援課 学校教育課 国保健康課 |
| 48 | | ○教職員や保健関係者などを対象に、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を取り入れた研修を充実します。 | 学校教育課 |

(2) 男女のライフステージに沿った支援の充実

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|----------------------------|---|-----------------|
| 49 | ①生涯にわたる男女の健康支援のための総合的体制づくり | ○更年期・乳がん・子宮がんについての講座や、情報提供、自助グループの立ち上げへの支援を実施します。 | 国保健康課 |
| 50 | | ○関係機関と連携し、性感染症の予防対策や、健康と加齢についての情報提供、啓発講座を行います。 | 国保健康課 子育て支援課 |
| 51 | | ○生涯にわたる健康維持のための情報提供や啓発講座を行います。 | 国保健康課 子育て支援課 |
| 52 | ②母子保健事業の推進 | ○妊娠・出産期の女性を対象にした妊婦健診や健康相談・指導などの保健事業を充実し、安全な出産の支援と育児不安の解消を図ります。 | 子育て支援課 |
| 53 | | ○妊娠・出産、育児において男性の理解と協力を促し、夫婦・パートナーが協力して取り組むことができるよう、両親教室などの事業を充実します。 | 子育て支援課 |



基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

1 政策・方針決定の場への女性の参画促進

国の政治及び経済への女性の参画程度を示す「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」において、わが国は2015年（平成27年）の測定可能国145カ国中101位と、低くなっています。

そのため国では、政策・方針決定の場への女性の参画を促進するため、「社会のあらゆる分野において、2020年（平成32年）までに、社会的地位に女性が占める割合を30%程度とすること」を期待するとしています。

このような目標を国民の間で共有するとともに、女性の参画、活躍拡大への動きを加速させるため、10年間の時限立法として「女性活躍推進法」（2015年〔平成27年〕8月28日可決）が施行（2016年〔平成28年〕4月1日）され、女性の採用・登用・能力開発等における事業主行動計画の策定を義務付けることになりました。今後、適材適所の登用に留意しつつ、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の実行等を通じた積極的な女性採用・登用を進めることとしています。

本市では、審議会などへの女性登用率が2015年（平成27年）4月現在31.8%と、国の目標水準（30%）に達してはいるものの、市の要綱で定めた登用率の目標である40%には達していないことからこの目標の達成に向けて推進していきます。

また、事業者や市民団体活動などにおける意思決定過程への女性の参画を促進するため、「女性活躍推進法」の周知啓発とともに、女性の人材育成への取組を充実していくことが求められます。

男女共同参画社会の実現に向け、市が先導する役割を担うことへの認識を深め、職員の意識改革や研修機会の充実とともに、女性の職域拡大や企画立案の場への参画、管理職への登用などを率先して取り組んでいく必要があります。

(1) 意思決定の場への参画促進

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|----------------|--|-----------------------|
| 54 | ①審議会等への女性の参加促進 | ○政策・方針決定の場での男女共同参画を推進するために、「逗子市の審議会などへの女性の参加促進に関する要綱」に基づき、女性の参加促進を積極的に図るため、担当課と事前に協議します。 | 企 画 課 生活安全課 全 課 |

■数値目標：どちらかの性が40%未満にならないようにする。

(2) 人材の育成

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|------------------------|--|-------------------------|
| 55 | ①人材育成のための研修機会の充実と参加の促進 | ○男女共同参画の意識を啓発するための講座を継続的な計画に基づき実施します。 | 生活安全課 |
| 56 | | ○講座等の企画に当たっては、市民からの意見や企画を取り入れます。 | 生活安全課 社会教育課 市民協働課 |
| 57 | | ○講座の開催について、女性のエンパワーメントのための研修機会の充実、及びグループ・団体の育成、活動の支援を図ります。 | 市民協働課 社会教育課 |
| 58 | | ○若い年齢層の男女が多く参加できる環境の整備のため、開催曜日や時間の工夫や託児・保育制度の導入などを図ります。 | 生活安全課 関係各課 |

(3) 地域組織・団体等の方針決定の場への参画促進

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|---------------------|---|-------|
| 59 | ①自治会等の方針決定の場への女性の登用 | ○自治会などの方針決定の場へ女性が登用されるように要望します。また、そのための情報提供などを行います。 | 生活安全課 |

■数値目標：地域団体などに対し、役員・リーダーとして女性がより登用されるよう働きかけをし、女性の割合が40%以上になるようにする。

(4) 行政分野における男女共同参画支援（担当部署等）の強化・充実

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|--------------------|--|--------------|
| 60 | ①男女共同参画行政の推進 | ○男女共同参画行政を専管事項とする所管部署が強化されるよう働きかけます。 | 生活安全課 総務課 |
| 61 | | ○男女共同参画に関する市民意識調査を行い、分析を行います。 | 生活安全課 |
| 62 | ②男女共同参画行政への市民の声の反映 | ○市民意識調査や男女共同参画啓発事業等におけるアンケートなどに寄せられた市民の意見を男女共同参画行政に反映することにつとめます。 | 生活安全課 |

(5) 市職員・職域における男女のバランスの確保

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|----------|--|-------|
| 63 | ①女性職員の登用 | ○男女共同参画による市政運営を推進するため、「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」を活用し、女性職員を管理監督者へ登用します。またあらゆる職域における男女のバランスを確保します。 | 職 員 課 |

- 数値目標：市の女性職員の割合が40%となるようにする。
管理職の女性の割合が30%を超えるようにする。



2 地域活動・社会活動における男女共同参画の促進

本市における自治会などの地域活動では、女性の参加が多く意思決定過程にも女性の意見が反映されるようになってきており、女性リーダーの登用も進んできていますが、様々な地域活動の中には、固定観念による性別役割分担が完全に解消されていない面もまだ残っています。

近年における市民活動は、地域の福祉やまちづくりを進めるうえで、市民をはじめ行政や事業者との連携・協働することが極めて重要であり、その役割を担うことで活動範囲が広がることが期待されています。

そのため、男女共同参画の視点から、女性だけでなく男性の地域活動への参画を促進する取組を進めるとともに、諸活動の相互連携や市との協働による効果的な情報提供、交流機会の提供などの支援策が必要となります。

(1) 活動における男女のバランスの確保

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|-----------------------|--|------------------------|
| 64 | ①地域活動における男女平等な共同参画の促進 | ○男女が均等に地域活動に参画し、ともに活動を担うための啓発を行います。 | 生活安全課 関係各課 |
| 65 | ②男女が参加しやすい講座の開催 | ○働く男女が参加しやすい曜日や時間を設定し、託児などを配慮した講座を開催します。 | 生活安全課 社会教育課 関係各課 |
| 66 | ③事業者（主）への啓発 | ○地域活動への理解を促進するため、事業者(主)に対し、啓発を行います。 | 経済観光課 |

(2) 活動拠点の整備

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|-------------|---|---------------|
| 67 | ①活動の場の整備・充実 | ○地域活動への積極的参加を促すため地域活動センターなど活動の場の整備・充実を図ります。 | 市民協働課 関係各課 |

(3) 防災分野における男女共同参画の推進

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|----------------------|--|----------------|
| 68 | ①防災の分野における男女共同参画の推進 | ○防災会議や地域防災計画において、男女共同参画の視点を取り入れます。 | 防 災 課 |
| 69 | ②男女共同参画の視点に立った災害時の対応 | ○避難所運営組織に女性を含め、避難所における男女のニーズの違いを考慮します。また、女性に対する暴力等を防ぐために女性相談の窓口を設置します。 | 防 災 課 生活安全課 |



基本目標 Ⅲ 暮らしの中の男女共同参画と女性の経済的自立支援

1 雇用における男女平等の実現

少子高齢化やグローバル化が進展する中で、性別に関わりなく働きたい人が能力を發揮できる社会づくりを目指すことは、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化という視点から、国の方針において大きな労働力が期待される不可欠なものとして認識しています。

「改正男女雇用機会均等法」(2007年〔平成19年〕4月1日)が施行され、間接差別の禁止など性別による差別禁止の拡大や、妊娠・出産などを理由とする不利益な取扱いを禁止することが改正追加されました。

また、「パートタイム労働法」が改正され、正社員と同視すべきパート労働者の待遇を差別的に取扱うことを禁止するなど、法整備により各事業者の雇用条件は徐々に改善されてきました。しかし、2009年(平成21年)と2014年(平成26年)の市民意識調査の結果から、職場において「男性優遇」と感じる割合は減少傾向にあるとはいえ、まだ6割近くを占めていることから、状況は大きく変わっていません。

今後、本市においても少子高齢化が進み労働力不足が危惧される中で、男女を問わず多様な能力を活用していくことが経済及び社会全体が活性化するうえで不可欠なことから、特に女性において個々のライフスタイルに応じ、多様で柔軟な働き方が選択できる就業環境の整備を進めることが重要です。

また、正規雇用以外で働いているパート労働者などの労働内容が適正に評価されているとは言い難い状況から、職場内における賃金、雇用形態などに関わる労働条件の格差問題を是正していく必要があります。自立した生活を続けられるよう国・県の支援制度の周知を図り、それぞれの置かれた状況にきめ細かく的確に対応した支援策につなぐことが求められています。

(1) 職場における女性の能力の積極的活用

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|---------------|--|-------|
| 70 | ①市職員の男女平等の推進 | ○管理職について少ない方の性に関する「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」を行います。 | 職 員 課 |
| 71 | | ○実務者向け合同研修会を開催します。 | |
| 72 | | ○苦情処理委員会委員には、申し立て者と同性の委員が40%を下回らないようにします。 | |
| 73 | ②市内事業者（主）への啓発 | ○職場における男女差別の是正、男女の職種・職域の分離の解消（コース別人事の廃止等）、間接差別の禁止などを目指すため、事業者（主）への啓発を行います。また、母性保護を含む働く人の諸権利について情報を提供します。 | 経済観光課 |

(2) 女性の雇用の拡大

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|------------------|---|-------|
| 74 | ①職業能力の開発及び再雇用の支援 | ○男女ともに雇用の幅を広くし、能力開発及び能力発揮の機会を提供するため労働関係機関などと連携して、資格や技術の取得、再雇用支援のための情報の収集と提供に努めます。 | 経済観光課 |
| 75 | ②公共調達を通じた女性の活躍支援 | ○女性の活躍状況などが積極的な企業に対し、公共調達ができるような取組を検討します。 | 管 財 課 |

(3) 男女の待遇格差の是正

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|-------------|---|-------|
| 76 | ①男女の所得格差の是正 | ○コース別人事、扶養手当・住宅手当の所得条項・契約者条項・世帯主条項の見直しなど、男女の所得格差を是正するための対策を検討するよう、市内の事業者（主）に働きかけます。 | 経済観光課 |

(4) 労働相談の充実

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|---------------------|--|-------|
| 77 | ①就業相談の支援及び事業者への働きかけ | ○女性の就業における相談について、県の相談窓口を紹介するとともに、関連する情報を収集し、提供します。男女雇用機会均等法に位置づけられた苦情処理窓口を設置するように働きかけ、事業者（主）と相談者の実務研修への参加を働きかけ、また苦情解決への行動を支援します。 | 経済観光課 |

(5) 多様な働き方への支援

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|------------------|--|-----------------|
| 78 | ①多様化する雇用形態に対する支援 | ○多様な労働形態及び職業選択方法に ^レ 応じ、関係機関との連携を密にするとともに、パートタイム労働法や労働者派遣法などの関連法や各種支援制度に関する情報提供を充実します。 | 経済観光課 関係 各 課 |

(6) 正規雇用以外の働き方をしている人の労働条件の改善

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|---------------------------|---|----------------|
| 79 | ①正規雇用以外の働き方をしている人の労働条件の向上 | ○非正規雇用者の給料・休暇などに関し、正規社員と対等な待遇の向上が図られるよう、ILO第175号条約の批准及び国内法の整備を国に働きかけます。また、市非常勤職員の待遇を正規職員に比例して計算されたものにします。 | 職 員 課 経済観光課 |
| 80 | | ○労働基準監督署・県労働関係機関など国・県との連携を深め、正規雇用者と平等に比較された給料・休暇など、労働条件の向上に努めること及びパートタイム労働法の普及など事業者（主）への啓発を行います。母性保護などの諸権利についても情報を提供していきます。 | 経済観光課 |

(7) 家族経営における女性労働の評価

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|------------------|-------------------------|-------|
| 81 | ①家族経営における女性労働の評価 | ○女性労働が適正に評価されるよう働きかけます。 | 経済観光課 |

2 女性の経済的自立の支援

女性を取り巻く環境は、経済・雇用環境の変化とともに非正規雇用労働者の増加や、ひとり親など世帯構造の変化及び家族形態の多様化が進み、生活上の困難に陥りやすい状況になっています。

結婚や出産・育児、介護など様々な理由で退職した女性をはじめ、起業や再就職を目指す女性がそれぞれのライフスタイルに合わせた働き方や、能力に応じた就労分野にチャレンジできるよう、必要な技術・知識の習得などの支援を充実していくことが重要です。

また、女性が安心して暮らせるよう、ひとり親世帯、高齢者、障がい者、DV被害者など様々な困難を抱える人たちへの支援を含めた社会環境の整備が必要です。

(1) 再就職・起業への支援

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|----------------|--|----------------|
| 82 | ①女性の再就職と起業への支援 | ○女性の再就職及び起業に対し、必要なノウハウなどについての情報提供や講演会・研修会を開催します。 | 経済観光課 社会教育課 |

(2) ひとり親家庭等への支援の充実

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|-----------------|--|-----------------|
| 83 | ①ひとり家庭への生活支援の整備 | ○ファミリーサポートセンターの利用に関し、子どもの一時預かりや、送迎などについて、利用料の助成などを行い、保護者の就労や子育てを支援します。利用可能な制度についての周知につとめ、保護者の利便性を図ります。 | 子育て支援課 |
| 84 | ②ひとり親家庭のための就職支援 | ○就職にむけて、パソコンを使ったエントリーシート・履歴書の書き方、面接の受け方などの案内などの支援をします。看護師や介護福祉士等、国家資格の取得のための支援をします。 | 経済観光課 子育て支援課 |

(3) 高齢、障がいのある女性への生活支援の充実

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|----------------|---|-----------------|
| 85 | ①障がい者雇用の促進 | ○市内の事業者（主）に対し、障害者法定雇用率の達成を呼びかけ、障がい者雇用を促進します。特に、障がいのある女性の就業に関し、職場環境や就労条件の平等の実現のため、事業者（主）に対する啓発を行います。 | 経済観光課 障がい福祉課 |
| 86 | | ○市において障害者法定雇用率の達成をめざします。 | 職 員 課 |
| 87 | ②職域の拡大 | ○（株）パブリック・サービスの職域を、女性が働きやすいよう開拓・拡大をするよう働きかけます。 | 総 務 課 |
| 88 | ③福祉的配慮をした住宅の整備 | ○高齢女性、障がいのある女性などが、地域において住みやすく安全で安心な暮らしを送ることができるよう、市営住宅では、福祉的配慮をした住宅を整備します。 | 都市整備課 |

■数値目標：両性の就業割合が40～60%となることをめざす



3 家庭・地域活動と仕事の両立支援

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別による固定観念が根強くありますが、少子高齢化や家族形態の多様化により、性別に関わらず家族の一員として男女が共に協力し合い責任を分かち合うことが必要です。

また、女性のあらゆる分野への社会参画を促進するためには、男女が共に家庭を大切に考える考え方が基本であり、誰もが認識することが重要です。

特に、男性による家事や育児、介護などの責任を積極的に共有していくことが重要であり、男性自身が働き方の見直し、地域活動への参加を促進できる環境づくりを図ることが必要です。

このように、家庭及び地域活動と仕事との両立可能な環境は、地域や社会経済の活性化及び問題解決へ向かうものとして取り組んでいきます。

(1) 家事・育児・介護等へ男性参画の理解と環境整備の促進

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|----------------|------------------------------|------------------------|
| 89 | ①男性の家事・育児参画の促進 | ○男性が家庭生活の知識や技術を習得する講座を開催します。 | 子育て支援課 社会教育課 図書館 |

(2) 子育て支援の充実

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|---------------|--|------------------------------------|
| 90 | ①母親両親教室の充実 | ○子育てへの男女共同参画をテーマとした講座を開催します。 | 子育て支援課 |
| 91 | ②子育て支援サービスの充実 | ○子育てを男女がともに担うための啓発や、多様な生活形態を支えるための子育て環境の整備など、具体的に対応できる複合的なサービスを実現します。 | 子育て支援課 |
| 92 | | ○乳児保育の充実、育児相談、延長保育、一時保育を実施します。 | 保 育 課 |
| 93 | | ○「子ども・子育て支援事業計画」と連携し、児童・青少年の居場所づくりや放課後児童クラブ（学童クラブ）の推進に取り組むとともに、共育の視点から関係部署や関係機関と連携し、障がいの有無にかかわらず全ての子どもを受け入れる環境づくりを推進します。 | 子育て支援課 保 育 課 学校教育課 児童青少年課 |

| | | | |
|----|--|--|--------|
| 94 | | ○『逗子市福祉プラン』や『地域福祉活動計画』（社会福祉協議会）と連携します。 | 社会福祉課 |
| 95 | | ○障がい児を持つ保護者が働き続けられる環境を整備します。 | 保 育 課 |
| 96 | | ○ひとり親家庭への支援を行います。 | 子育て支援課 |
| 97 | | ○小・中学校において、食育の観点から安全で栄養バランスのとれた昼食を確保します。 | 学校教育課 |

(3) 介護支援・福祉サービスの充実

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|----|---------------------|---|--------------------------|
| 98 | ①固定観念の是正及び福祉サービスの充実 | ○若年時からの意識啓発や教育、男性の福祉人材の育成、在宅福祉サービスの整備・充実など、「介護、介助、看護は女性の仕事」という固定観念を是正し、個々の生活状況に応じて支援が受けられるようサービスの充実を図ります。 | 障がい福祉課 介護保険課 学校教育課 |
| 99 | ②介護・高齢者福祉サービスの充実 | ○地域包括支援センター機能の充実、介護保険サービスの充実、家族介護支援のためのサービスの充実、また障害者福祉サービス等の充実を図り、利用しやすい体制を整えます。 | 介護保険課 障がい福祉課 |

(4) 男性の地域活動への参加促進

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|-----|------------------------------|--|-------|
| 100 | ①男性の地域活動を促進するための情報提供と相談体制の充実 | ○ボランティア活動やNPO活動をはじめ地域の様々な団体活動に関する情報提供を充実します。 | 市民協働課 |
| 101 | | ○地域活動への参加を希望する男性が気軽に相談できるよう窓口の充実を図るとともに、参加希望者と団体などを相互に結びつける体制の充実を図ります。 | |

4 職業生活と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

年齢や性別にかかわらず、一人一人の多様な生き方が尊重され、仕事の環境を整えながら家庭や地域生活において、ライフステージに応じた多様な生き方が選択できることを「職業生活と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」といいます。

パートタイムや派遣労働、在宅勤務など就労形態が多様化している中、男女が共に仕事と家庭生活を両立するには、それぞれの職務や能力に応じた職業選択が可能で、育児休業などの制度が取得しやすい職場環境を整備することが必要です。

今後、ワーク・ライフ・バランスが推進され定着することは、個人の生き方だけでなく、少子高齢化が進行する中において、企業活動の人材確保とともに生産性の向上などの相乗効果が期待されます。

(1) 職業生活と家庭生活（ワーク・ライフ・バランス）の調和の普及・啓発

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|-----|--------------------------|---|-------|
| 102 | ①公共調達を通じたワーク・ライフ・バランスの支援 | ○男女のワーク・ライフ・バランス状況などが積極的な企業に対し、公共調達ができるような取組を検討します。 | 管 財 課 |
| 103 | ②労働時間短縮の促進等 | ○男女ともに働きながら家族責任も果たし、地域活動に参加することを支援するため、ゆとりある職場環境をめざし、事業者（主）への啓発を図ります。 | 経済観光課 |

(2) 男女の育児・介護・看護休業の取得を促進

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|-----|------------------|---|-------------------------|
| 104 | ①育児・介護・看護休業取得の促進 | ○事業者（主）や人事・労務担当者にセミナーの実施や、情報を提供するなど、男女の労働者が仕事と育児または介護、看護の両立をしやすい環境を整備します。 [市において「パパ・クォータ」の導入、育児・介護・看護休業取得の推進と保障] | 経済観光課 職 員 課 生活安全課 |

(3) 事業者（主）への支援

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|-----|-----------------------------------|---|-------|
| 105 | ①男女の雇用均等とワーク・ライフ・バランスの実現をめざす企業の紹介 | ○厚生労働省が実施している「均等・両立推進企業表彰」などの情報を提供し、男女の雇用の均等とワーク・ライフ・バランスの実現をめざしている事業者（主）の取組を紹介します。 | 経済観光課 |

基本目標Ⅳ 推進体制の強化

1 市民との協働体制の充実

本市では、本プランの前計画である後期基本計画から実効性のある施策として、基本目標に位置づけた「推進体制の強化」を掲げてきましたが、本プランにおいても重要施策としています。

「市民との協働」による一体的な取組への転換から、男女共同参画社会の理念や目標を市民が共有し、市民、ボランティア、NPO、企業等との連携協働が望まれます。

また、市民の男女平等意識が広く高まるよう、男女共同参画に関わる施策情報や活動手段の提供を充実させます。

(1) 男女共同参画社会の実現に向けたネットワーク化の推進

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|-----|---------------------|--|-------|
| 106 | ①男女共同参画プランネットワークの推進 | ○男女共同参画プランを推進する活動をしているグループを育成・支援し、ネットワーク化をめざします。 | 生活安全課 |

(2) 積極的参画への支援

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|-----|------------|---|---------------|
| 107 | ①積極的参画への支援 | ○女性のエンパワーメントや男女共同参画に関心を持つ市民（個人・団体）に情報を提供し、活動手段を提供します。 | 生活安全課 関係各課 |

2 推進体制の整備と実効性の確保

ずし男女共同参画プランの後期基本計画の実施にあたっては、有識者や一般市民から構成される「ずし男女共同参画プラン推進会議」を設置し、第三者的な立場から計画の進行管理を行ってきました。

また、市の関連部署との施策連携を確保するため「逗子市男女共同参画連絡調整会議」を設置し、各分野の横断的な調整を図るとともに、毎年度それぞれの所管課による施策の進行管理を行ってきました。

特に、「ずし男女共同参画プラン推進会議」と「逗子市男女共同参画連絡調整会議」との連携を図り、定期的に施策・事業に関わる意見交換会を行うなど、独自の進行管理が定着しているため、新プランである本計画においても進行管理システムを維持し、全ての分野にわたって実効性のある施策・事業を総合的に推進していきます。

(1) ずし男女共同参画プラン推進会議の推進

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|-----|---------------------|--|-------|
| 108 | ①ずし男女共同参画プラン推進会議の推進 | <p>○男女共同参画に関する様々な意見を聴取するため、市民や男女共同参画に関し知識経験を有する者、関係団体等をメンバーとした推進会議を開催し、男女共同参画プランの推進を図ります。</p> <p>* ずし男女共同参画プラン推進会議は次のことについて、意見交換、検討を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ずし男女共同参画プランの評価基準の設定、見直し ・ずし男女共同参画プランの推進 ・男女共同参画推進に関する講座の企画 ・ずし男女共同参画プランの進捗状況 | 生活安全課 |

(2) 逗子市男女共同参画連絡調整会議の推進

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|-----|---------------------|--|-------|
| 109 | ①逗子市男女共同参画連絡調整会議の推進 | ○ずし男女共同参画プラン推進会議との意見交換により、市の担当各課から報告された進捗状況を全体的に評価し、事業の見直しなどを行います。 | 生活安全課 |

(3) 担当課による推進と報告

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|-----|--------------|---|-------|
| 110 | ①担当課による推進と報告 | ○市の担当課が男女共同参画プランの事業を推進するための目標を設定し、その実施に努め、年度ごとに進捗状況を取りまとめ、推進会議に報告します。 | 生活安全課 |

(4) 計画の推進と評価

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|-----|---------------|--|-------|
| 111 | ①計画の推進と評価・見直し | ○毎年度計画の進行状況を把握して見直し、市長は市民に対し評価結果を公表します。 <ul style="list-style-type: none"> ・推進状況の把握 ・評価システムの開発・整備 ・年次報告書の作成と公表 | 生活安全課 |

3 男女共同参画推進条例の制定

2022年度（平成34年度）までに、逗子市総合計画のリーディング事業である（仮称）ずし男女共同参画推進条例を制定します。個人が尊重され、男女の人権が認められる平等な社会、女性のエンパワーメントにより男女共同参画を進める社会をめざします。性別や性的指向で差別を生むことがなく、多様性を認め合い個人の尊厳を大切にする人権意識を深めます。

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|-----|----------------------|---------------------------------|-------|
| 112 | ①（仮称）ずし男女共同参画推進条例の制定 | ○男女平等に関する基本条例のあり方を検討し、条例を制定します。 | 生活安全課 |

4 男女共同参画施策に関する苦情への適切な対応

男女共同参画の実現に影響する施策に関し、苦情や阻害要件等の適切な対応を図ります。

| No | 具体的施策 | 内 容 | 関係部署 |
|-----|------------------------|---|-------|
| 113 | ①男女共同参画施策に関する苦情への適切な対応 | ○男女共同参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民や事業者から苦情の申出があったときは、苦情処理委員による適切・迅速な処理を行います。男女共同参画を理解した委員からなる、男女共同参画社会づくりを阻害する事項や男女平等に関わる人権侵害などについて申し出を処理する機関を設置します。 | 生活安全課 |
| 114 | | ○男女共同参画を阻害する事項や男女平等に関わる人権侵害などの申請をしやすい環境づくりをします。 | 生活安全課 |
| 115 | | ○申し出た人の情報を保護し、2次被害が起きないように取り計らいます。 | 生活安全課 |
| — | | <p>【苦情処理機関が行うこと】</p> ○男女共同参画社会づくりを阻害する事項や男女平等に関わる人権侵害などについての申し出があった場合、速やかに会議を開き検討します。 ○申し出は、当事者のみならず、第三者の申し出についても、同様に扱います。 ○申し出た人の情報を保護し、2次被害が起きないように取り計らいます。 ○申し出を確認するための調査が必要な場合には実施します。 ○検討結果に基づいて、助言、指導、是正の要請及び意見の表明を行います。 ○ずし男女共同参画プラン推進会議と連携をとります。 | — |
| — | | <p>【市民ができること】</p> ○逗子市を男女共同参画のまちにするために積極的に活動に参加します。 ①地域活動に積極的に参加します。 ②男女共同参画のために活動します。 ③市民公募委員へ応募します。 ○この計画の進み具合をチェックします。 ①評価アンケートに参加します。 ②男女共同参画社会づくりを阻害する事項や男女平等に関わる人権侵害などを見つけたときには、苦情処理機関に申し出ます。 | — |

第4章

プランの推進体制と

進捗管理

- 1 推進体制
- 2 プランの進捗管理
- 3 国や県への要望
- 4 計画の推進と評価

1 推進体制

この計画を総合的、効果的に推進していくため、推進体制の一層の充実に努めます。

(1) ずし男女共同参画プラン推進会議

本プランの総合的な推進を図るため、市民・男女共同参画を推進する団体及び男女共同参画に広く見識を持つ人などをメンバーとした「ずし男女共同参画プラン推進会議」を開催し、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野からの意見の聴取に努めます。

また、プランの着実な進行を図るため、庁内組織である「逗子市男女共同参画連絡調整会議」との意見交換、ヒアリングなどを適宜実施します。

(2) 逗子市男女共同参画連絡調整会議

男女共同参画社会の実現に向けた実効ある施策・事業を推進していくため、「逗子市男女共同参画連絡調整会議」を置き、全庁的な取組として、相互調整機能を高めるとともに、分野横断的、体系的な取組を確保します。

この連絡調整会議は、男女共同参画行政に関わる総合企画及び調整とともに、各関連部署での毎年度の進捗状況を的確に把握するよう努め、「ずし男女共同参画プラン推進会議」の意見を踏まえ、計画の進行管理を適正に行います。

また、男女共同参画社会基本法第 15 条に規定する男女共同参画社会形成への「配慮義務」を中心的に担う機関と位置づけます。

(3) 市長

市長は、本プランを推進します。推進に当たっては、プランの基本目標ごとにその成果を毎年度、市民に公表します。市長は、本プランの推進のための予算措置を講じます。

(4) 苦情処理機関

男女共同参画に関する施策についての苦情処理機関の設置については、条例制定を踏まえ他の関連事業との整合を図りながら引き続き検討を進めます。

(5) 広域的な協力体制

市は、DVをはじめとする諸問題について、他市町村との連携を図り支援、情報交換をはじめ、男女平等、男女共同参画行政推進のための広域的な協力体制の確立を図ります。

2 プランの進捗管理

「ずし男女共同参画プラン」に位置付けられた事業は、総合計画及び基幹計画と整合を図りながら推進します。

本プランを実効性のあるものとして推進するためには、プランの進捗状況を確認・自己評価を行い、市広報紙やホームページなどを通じて市民に定期的に公表・報告していきま。目標を掲げ、重点的に取り組む事業は53ページに掲載しました。

(1) 担当課による目標設定・自己評価

本プランの各施策・事業について、市の担当課がそれぞれプランに基づく目標を設定します。そして、年度ごとに事業の実施に努め、進捗状況確認し自己評価を行い、生活安全課へ伝達します。

(2) 評価ならびに市民への公表

各担当課から毎年度の進捗状況のまとめについて、評価を行います。

進捗状況の年次報告書を作成し、意見を付して市長に提出します。市長はこれを市民に公表します。

(3) プランの最終評価・最終報告

期間終了時において、本プランの最終評価・最終報告を行います。

3 国や県への要望

市は必要に応じて、国や県に働きかけを行います。

4 計画の推進と評価

「ずし男女共同参画プラン」に基づく具体的な取組が適切に実施されるよう進行管理や評価を行っていくため、従来のプランから継続して数値目標を掲げている事業においては、単に目標となる数値を表記するだけでなく、年次目標を定めて取り組んでいきます。

| 施策 | 頁 | 目標を設定する施策の内容 | 本プランにおける数値目標 |
|-----------|----|-----------------------------|---|
| 基本目標 一 | 21 | 1-(1) 男女平等意識の啓発 | 「市民意識調査」結果において「平等」と感じる市民の割合が50%になるようにする。 |
| | 22 | 1-(2) 性別による役割分担意識の見直し | 「市民意識調査」結果において、「男は仕事、女は家庭」に「賛成」「どちらかといえば賛成」と答える市民の割合が30%以下になるようにする。 |
| 基本目標 ロ | 32 | 1-(1) 意思決定の場への参画促進 | どちらかの性が40%未満にならないようにする。 |
| | 33 | 1-(3) 地域組織・団体等の方針決定の場への参画促進 | 地域団体などに対し、役員・リーダーとして女性がより登用されるよう働きかけをし、女性の割合が40%以上になるようにする。 |
| | 34 | 2-(5) 市職員・職域における男女のバランスの確保 | 市の女性職員の割合が40%となるようにする。 管理職の女性の割合が30%を超えるようにする。 |
| 基本目標 目 | 41 | 2-(3) 高齢女性、障がいのある女性への支援の充実 | どちらかの性の就業割合が40~60%となることをめざす。 |
| 基本目標 ニ | 47 | (仮称)ずし男女共同参画推進条例制定 | 「総合計画におけるリーディング事業」 2022年度までに策定 |

【基本目標 I】 性に関する人権尊重の意識づくりとあらゆる暴力の根絶

○人権尊重の意識づくり

| | | | |
|--------------|--|--------------------------------------|-------|
| 取り組み | 男女平等意識の啓発 | 所管名 | 生活安全課 |
| 具体的施策 ・内容 | 目的：男女が個人として尊重され、性別に関わらず意欲や希望に沿って個性と能力を発揮できる社会を実現する。 手段：意識啓発のための講演会、映画会、講座などを開催する。 | | |
| 数値目標 | 市民意識調査の結果において「平等」と感じる市民の割合が50%になるようにする。 | | |
| | 2016（平成28）年度～2018（平成30）年度 | 2019（平成31）年度～2022（平成34）年度 | |
| | 講座等でアンケートを実施し、「平等」と感じる市民の割合が初年度と比べ最終年度で上昇している。 | 市民意識調査の結果、「平等」と感じる市民の割合が30%になるようにする。 | |

| | | | |
|--------------|--|--|-------|
| 取り組み | 性別による役割分担意識の見直し | 所管名 | 生活安全課 |
| 具体的施策 ・内容 | 目的：性別による役割分担の是正し男女共同参画の考え方への理解が浸透する。 手段：意識啓発のための講演会、映画会、講座などを開催する。 | | |
| 数値目標 | 市民意識調査結果において「男は仕事、女は家庭」に「賛成」「どちらかといえば賛成」と答える市民の割合が30%以下になるようにする。 | | |
| | 2016（平成28）年度～2018（平成30）年度 | 2019（平成31）年度～2022（平成34）年度 | |
| | 講座等でアンケートを実施し、「男は仕事、女は家庭」に「賛成」「どちらかといえば賛成」と答える市民の割合が初年度と比べ最終年度で下がっている。 | 市民意識調査の結果、「男は仕事、女は家庭」に「賛成」「どちらかといえば賛成」と答える市民の割合が30%以下になるようにする。 | |

【基本目標Ⅱ】 あらゆる分野への男女共同参画の促進

○政策・方針決定の場への女性の参画促進

| | | | |
|--------------|--|--------------------------------------|----------------|
| 取り組み | 意思決定の場への参画促進 | 所管名 | 企画課 生活安全課ほか |
| 具体的施策 ・内容 | 目的：審議会等、政策・方針決定の場での女性の参加を促進する。 手段：担当課との事前に協議等を行う。 | | |
| 数値目標 | どちらかの性が40%未満にならないようにする。 | | |
| | 2016（平成28）年度～2018（平成30）年度 | 2019（平成31）年度～2022（平成34）年度 | |
| | 市民の公募時や団体等推薦依頼等、どちらかの性に偏らないような配慮を行う。 | 市民の公募時や団体等推薦依頼等、どちらかの性に偏らないような配慮を行う。 | |

| | | | |
|--------------|--|---------------------------------------|-------|
| 取り組み | 地域組織・団体等の方針決定の場への参加促進 | 所管名 | 生活安全課 |
| 具体的施策 ・内容 | 目的：自治会等地域での方針決定の場への女性の参加を促進する。 手段：地域団体などに対し役員・リーダーとして女性が登用されるよう働きかける。 | | |
| 数値目標 | 地域団体などに対し、役員・リーダーとして女性がより登用されるよう働きかけをし、女性の割合が40%以上になるようにする。 | | |
| | 2016（平成28）年度～2018（平成30）年度 | 2019（平成31）年度～2022（平成34）年度 | |
| | 自治会・地域団体等の女性役員・リーダーの割合が15%以上になるようにする。 | 自治会・地域団体等の女性役員・リーダーの割合が20%以上になるようにする。 | |

| | | | |
|--------------|--|--------------------------------------|-----|
| 取り組み | 市職員・職域における男女のバランスの確保 | 所管名 | 職員課 |
| 具体的施策 ・内容 | 目的：男女共同参画による市政運営を推進する。女性活躍推進法の取り組みを総合的・効果的に実施できるよう特定事業主行動計画を策定し、女性がその個性と能力を十分発揮できることを目指す。 手段：PDCAサイクルを確立し、数値目標を設定して進捗状況等の積極的な公表を行う。 | | |
| 数値目標 | <ul style="list-style-type: none"> 市の女性職員の割合が40%となるようにする。 管理職の女性職員の割合が30%を超えるようにする。 | | |
| | 2016（平成28）年度～2018（平成30）年度 | 2019（平成31）年度～2022（平成34）年度 | |
| | より数値目標に近づくよう職員・職域における男女のバランスの確保に努める。 | より数値目標に近づくよう職員・職域における男女のバランスの確保に努める。 | |

【基本目標Ⅲ】 暮らしの中の男女共同参画と女性の経済的自立支援

○女性の経済的自立の支援

| | | | |
|--------------|--|---|-------------------------------|
| 取り組み | 高齢、障がいのある女性への生活支援の充実 | 所管名 | 経済観光課 障がい福祉課 職員課 総務課 |
| 具体的施策 ・内容 | 目的：同じ状況にある者が、男女の差別なく生活の支援を受けられることを目指す。 手段：事業者(主)への啓発や働きかけを行う。 障がい者雇用の促進、(株)パブリック・サービスの職域の拡大を目指す。 | | |
| 数値目標 | 両性の就業割合が40～60%となることを目指す。 | | |
| | 2016（平成28）年度～2018（平成30）年度 | 2019（平成31）年度～2022（平成34）年度 | |
| | 両性の就業割合がより数値目標に近づくよう啓発を行う。 市において障がい者の採用時に男女比を考慮し、障害者法定雇用率の達成をしている。 | 両性の就業割合がより数値目標に近づくよう啓発を行う。 市において障がい者の採用時に男女比を考慮し、障害者法定雇用率の達成をしている。 | |

逗子市総合計画

『第3章「私たちはこんなまちにしていこう」を実現するために』のなかで、
ずし男女共同参画プランの基本目標Ⅳに掲げる「男女共同参画条例の制定」
は、特に戦略的・重点的に取り組むためのリーディング事業として設定して
います。

【基本目標Ⅳ】 推進体制の強化

○男女共同参画条例の制定

| 取り組み | (仮称)ずし男女共同参画推進条例の制定 | 所管名 | 生活安全課 |
|---|--|---|-------|
| 具体的施策 ・内容 | <p>目的：個人が尊重され、男女の人権が認められる平等な社会、女性のエンパワメントにより男女共同参画を進める社会をめざす。</p> <p>対象：市民</p> <p>手段：ずし男女共同参画プランの評価を毎年行い、その中でも重点項目を選び出し、より深めた内容の評価を行う。(仮称)ずし男女共同参画推進条例を策定する。また、市民意識調査及びプランの改定を8年ごとに行う。</p> | | |
| 主な事業内容 | | | |
| 2016(平成28)年度～2018(平成30)年度 | | 2019(平成31)年度～2022(平成34)年度 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ずし男女共同参画プラン推進会議の開催 ○(仮称)ずし男女共同参画推進条例に係る調査・研究 ○ずし男女共同参画プランの改定(8年ごと) ○男女共同参画啓発事業(講座、講演会等)の実施 ○女性相談 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ずし男女共同参画プラン推進会議の開催 ○(仮称)ずし男女共同参画推進条例の検討 ○(仮称)ずし男女共同参画推進条例(案)の策定、議会提案 ○市民意識調査・実態調査の実施(8年ごと) ○ずし男女共同参画プランの改定(8年ごと) ○男女共同参画啓発事業(講座、講演会等)の実施 ○女性相談 | |